

自動車ターミナル法

1. 案内情報

- 手続名 : トラックターミナルに係る氏名等の変更の届出
手続根拠 : 自動車ターミナル法第10条
手続対象者 : トラックターミナルに係る自動車ターミナル法第4条第1項等に掲げる事項等を変更しようとする者
- 提出時期 : の事項の変更後遅滞無く
提出方法 : 変更届出書を作成し、下記へ提出してください。
・北海道運輸局自動車部
・東北運輸局自動車部貨物課
・新潟運輸局自動車部貨物課
・関東運輸局自動車第二部貨物運送振興課
・中部運輸局自動車部貨物運送振興課
・近畿運輸局自動車部貨物運送振興課
・中国運輸局自動車部貨物課
・四国運輸局自動車部貨物課
・九州運輸局自動車部貨物運送振興課
・沖縄総合事務局運輸部
- 手数料 : 無し
添付書類・部数 : 添付書類無し
申請書様式 : 提出先へお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例 : 提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 :

- ・北海道運輸局自動車部貨物運送振興課 011 - 290 - 2743
- ・東北運輸局自動車部貨物課 022 - 299 - 8868
- ・新潟運輸局自動車部貨物課 025 - 244 - 7579
- ・関東運輸局自動車第二部貨物運送振興課 045 - 211 - 7248
- ・中部運輸局自動車部貨物運送振興課 052 - 961 - 8037
- ・近畿運輸局自動車部貨物運送振興課 06 - 6949 - 6448
- ・中国運輸局自動車部貨物課 082 - 228 - 3438
- ・四国運輸局自動車部貨物課 087 - 835 - 6365
- ・九州運輸局自動車部貨物運送振興課 092 - 472 - 2528
- ・沖縄総合事務局運輸部陸運第一課 098 - 866 - 0031

受付時間 : 提出先へお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先に同じ。